

		認定特定公益信託
個人	個人の出捐金	特定寄付金とみなされ寄付金控除の対象 * 寄付金控除額 出捐金(年間所得の25%が限度) - 1万円 (所得税法 78-3) (同法施行令 217-2-1)
	相続又は遺贈により取得した金銭の出捐	相続税の課税の対象外
	遺言による金銭の出捐	相続税の課税の対象外
法人	法人の出捐金	一般の損金算入限度枠と別枠で損金算入 (法人税法 37-5) (同法施行令 77-2-3)